

板倉町特定事業主行動計画（第3期計画）

板 倉 町 長
板 倉 町 議 会 議 長
板 倉 町 選 挙 管 理 委 員 会
板 倉 町 監 査 委 員
板 倉 町 公 平 委 員 会
板 倉 町 農 業 委 員 会
板 倉 町 教 育 委 員 会

I 総論

1 目的

我が国における急速な少子化が進んでいるため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を目的に、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

これを受け、本町においても「板倉町職員の次世代育成行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間、次世代育成支援の推進に取り組んで参りました。平成26年に、次世代育成支援対策支援法が10年間延長されたことから、引き続き、職員が仕事と子育ての両立を可能とするような職場環境の整備を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、第3期行動計画を策定いたします。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度まで

3 計画の推進体制

- (1)次世代育成支援対策に関して管理職や職員に広く周知するとともに、研修・情報提供等を実施します。
- (2)仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行います。
- (3)啓発資料の作成・配付、研修・講習の実施等により、行動計画の内容の周知徹底を図ります。
- (4)本計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直し等を行った場合は、公表します。

II 行動計画の具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1)妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図ります。
- ②出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。

④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととします。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

①子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図るとともに、休暇等を取得しやすい職場の環境づくりを行います。

【目標】

子どもの出生時における父親の特別休暇（2日間）取得率 100%

子どもが生まれる前後の連続5日の範囲内の子の養育休暇（特別休暇）取得率 50%

(3) 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業を取得しやすい環境の整備等

①育児休業等の取得手続きや育児休業手当金の支給等の経済的な支援等制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。

②妊娠を申し出た職員に対しては、その都度個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行います。

③育児休業取得及び育児部分休業の申し出があった場合、当該所属内において業務分担の見直しを行います。

④育児休業を取得した職員が円滑に職場復帰できるよう、業務に関する情報提供を行うとともに、復職した職員に対して研修等必要な支援を行います。

⑤所属内の人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用職員制度の活用により、代替要員の確保を図ります。

(4) 時間外勤務の縮減

①小学校就学始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知を図ります。

②事務の簡素合理化について、業務量そのもの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化等により取組を推進します。

③各所属及び職員ごとの時間外勤務の状況を人事担当係で把握し、時間外勤務の多い所属や職員間で較差がある所属については、所属長からヒアリングを行った上で、改善を促します。

④時間外勤務の年間上限目安時間を180時間とし、時間外勤務縮減の徹底を図ります。

【目標】

職員1人当たり時間外勤務 年間180時間以内

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の取得の促進

①職員が年次有給休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図ります。

- ②課長会議等で担当部署から年次有給休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を図ります。
- ③管理者に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得を指導させます。
- ④人事担当係による年次有給休暇取得状況の確認を行い、取得率が低い所属の管理職からヒアリングを行った上で、注意喚起を行います。
- ⑤各所属の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図ります。

【目標】

職員1人当たりの年次有給休暇の取得率 12日以上

イ 連続休暇等の取得促進

- ①子どもの予防接種日や学校行事等に参加するための年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ②国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ③勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した1週間以上のメモリアル休暇の取得促進を図ります。
- ④職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族に記念日における年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ⑤ゴールデンウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行います。

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

- ①子どもの看護休暇の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図ります。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1)子育てバリアフリー

- ①子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(2)子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ①子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供します。
- ②子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援します。
- ③子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教室等の交通安全に必要な措置を実施します。